

発生可能性のあるリスク	顧問契約がない場合	顧問契約がある場合
株主から経営責任を問われた	取締役が善管注意義務違反が認められる場合には、経営責任を追求されて損害賠償責任を負わざるを得ない場合があります。	日ごろからの経営判断において、取締役としての善管注意義務違反のないようにアドバイスをさせていただきます。また、必要に応じて取締役会に同席するなどし、適切な経営判断ができるようアドバイスをいたします。
株主総会を開催しないで経営していたところ、総会決議不存在として責任追及されている	株主総会を開催せずに、開催したかのように議事録だけを残しているような場合には、決議不存在として責任が追及されても抗弁できない場合があります。	株主総会の適切な実施を指導し、毎事業年度の定時株主総会から臨時株主総会まで、ご相談に応じてサポートを行うことによりこうした事態に至ることを防止します。
創業者高齢化により、親族内承継またはM&Aをする必要に迫られている	創業者が高齢になってしまい、遺言能力を失っていたり、適切に契約を締結することができなくなっている等により、事業の承継ができないことになるリスクがあります。	平時から事業承継のアドバイスをご提供させて頂くことにより、オーナー経営者が健在のうちに、事業承継を念頭に置いた公正証書遺言の作成、その他必要な諸契約を進めて対策を講じることが可能となります。